

## 高知工業高等専門学校内部組織規則

制 定 平成19年 3月30日

一部改正 平成31年 2月21日

(趣旨)

**第1条** この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（平成16年規則第1号）第5条第6項及び高知工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第12条の規定に基づき、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）の内部組織（事務組織を除く。）について必要な事項を定める。

(教員組織)

**第2条** 本校の専攻科に、次の専攻の教員組織を置く。

機械・電気工学専攻

物質工学専攻

建設工学専攻

2 本校に、ソーシャルデザイン工学科の教員組織を置く。

3 ソーシャルデザイン工学科の各学年に学年会を置き、各教員はいずれかの学年会に属する。

(基礎教育・各コース)

**第2条の2** ソーシャルデザイン工学科に、1、2年生の統括教育組織として基礎教育と、高知工業高等専門学校学則第8条2項で定める次のコースを置く。

エネルギー・環境コース

ロボティクスコース

情報セキュリティーコース

まちづくり・防災コース

新素材・生命コース

(教育研究等支援組織及び教育研究施設)

**第3条** 本校に、次の室及びセンターを置く。

広報戦略室

国際交流室

環境マネジメント室

アクティブラーニング教育センター

総合学生支援センター

地域連携センター

教育研究支援センター

情報処理センター

2 前項の室及びセンターにそれぞれ室長、センター長、副室長及び副センター長を置く。

3 室長、センター長、副室長及び副センター長は、本校教職員の中から校長が命ずる。

4 室長及びセンター長は、校長の命を受け、当該室及びセンターの業務を処理し、副室長及び副センター長は、室長及びセンター長を補佐する。

- 5 室長、センター長、副室長及び副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の室及びセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

**第4条** 本校に、図書館を置く。

- 2 図書館に館長及び副館長を置く。
- 3 館長及び副館長は、本校教員の中から校長が命ずる。
- 4 館長は、校長の命を受け、図書館の業務を処理し、副館長は、館長を補佐する。
- 5 館長及び副館長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 このほか図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(リスク管理室)

**第4条の2** 本校に、リスク管理室を置く。

- 2 リスク管理室に関し必要な事項は、別に定める。

(プロジェクト室)

**第4条の3** 本校に、プロジェクト室を置く。

- 2 プロジェクト室に関し必要な事項は、別に定める。

(副校長及び校長補佐)

**第5条** 本校に、副校長及び校長補佐を置く。

- 2 副校長は教務主事、専攻科長及びソーシャルデザイン工学科長をもって充て、校長補佐は学生主事及び寮務主事をもって充てる。
- 3 副校長(研究担当)を置き、本校教員の中から校長が命ずる。
- 4 前2項にかかわらず、校長が必要と認めるときは、副校長又は校長補佐を置くことができる。
- 5 副校長及び校長補佐は、校長の職務を補佐するとともに、校長から指示された特命事項を処理する。
- 6 副校長は、校長不在のとき、その職務を代行する。

(校務を分担する主事等)

**第6条** 校長が必要と認めるときは、学則第10条に定める主事のほか、校務を分担する主事等を置くことができる。

- 2 前項の主事等は、教員をもって充て、校長が任命する。

(専攻科長)

**第7条** 本校の専攻科に、専攻科長を置き、副専攻科長を置くことができる。

- 2 専攻科長及び副専攻科長は、専攻科を担当する教授をもって充て、校長が任命する。
- 3 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科の業務を処理し、副専攻科長は、専攻科長を補佐する。
- 4 専攻科長及び副専攻科長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻主任)

**第8条** 第2条第1項に定める専攻に、それぞれ専攻主任を置き、副専攻主任を置くことがで

きる。

- 2 専攻主任は、当該専攻の基礎となる次条に定める学科長をもって充てる。
- 3 専攻主任は、専攻科長の命を受け、当該専攻の業務を処理する。

(ソーシャルデザイン工学科長)

**第9条** 第2条第2項に定めるソーシャルデザイン工学科に、学科長を置く。

- 2 学科長は、教授をもって充て、校長が任命する。
- 3 学科長は、校長の命を受け、当該学科における業務を処理する。
- 4 学科長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(基礎教育長、コース長)

**第9条の2** 第2条の2に定める基礎教育及び各コースに、それぞれ長を置く。

- 2 長は、教授をもって充て、校長が任命する。
- 3 長は、校長の命を受け、基礎教育及び各コースにおける業務を処理する。
- 4 長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副基礎教育長)

**第9条の3** 基礎教育に、副基礎教育長を置く。

- 2 副基礎教育長は、教員をもって充て、校長が任命する。
- 3 副基礎教育長は、基礎教育長を補佐し、所掌の業務を処理する。
- 4 副基礎教育長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(主事補佐)

**第10条** 教務主事、学生主事及び寮務主事のもとに、それぞれ主事補佐を置く。

- 2 主事補佐は、教員をもって充て、校長が任命する。
- 3 主事補佐は、当該主事を補佐し、所掌の業務を処理する。
- 4 主事補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学級担任等)

**第11条** 各学級に、学級担任を置く。

- 2 前項のほか、5学年を除く各学級に、学級副担任を置く。
- 3 学級担任及び学級副担任は、教授、准教授、専任の講師又は助教をもって充て、校長が任命する。
- 4 学級担任は、各主事及び学級所属の学科長、基礎教育長及び各コース長と連絡を密にし、学級の運営に関する事項を処理する。
- 5 学級副担任は、学級担任を補佐し、連携して学級の運営に当たる。
- 6 学級担任及び学級副担任の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(進路指導担任)

**第12条** 5学年の各学級に、進路指導担任を置く。

- 2 進路指導担任は、校長が任命する。

3 進路指導担任は、学生の進路指導に関する事項を処理する。  
(学年主任)

**第13条** 各学年に、学年主任を置く。

2 学年主任は、当該学年の学級担任の中から校長が任命する。  
3 学年主任は、当該学年の行事等の教育活動及び学生指導等の連絡調整に当たる。  
(運営会議)

**第14条** 本校に、管理運営を円滑に行うため、運営会議を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。  
(校長連絡会)

**第15条** 本校に、校務の円滑な運営に資するため、校長連絡会を置く。

2 校長連絡会に関し必要な事項は、別に定める。  
(ソーシャルデザイン工学科調整連絡会)

**第16条** 本校に、校務の円滑な運営に資するため、ソーシャルデザイン工学科調整連絡会を置く。

2 ソーシャルデザイン工学科調整連絡会に関し必要な事項は、別に定める。  
(教員会)

**第17条** 本校に、校務の円滑な運営に資するため、教員会を置く。

2 教員会に関し必要な事項は、別に定める。  
(学年会)

**第18条** 本校に、校務の円滑な運営に資するため、学年会を置く。

2 学年会に関し必要な事項は、別に定める。  
(コース会議)

**第19条** 本校に、校務の円滑な運営に資するため、コース会議を置く。

2 コース会議に関し必要な事項は、別に定める。  
(基礎教育会議)

**第20条** 本校に、校務の円滑な運営に資するため、基礎教育会議を置く。

2 基礎教育会議に関し必要な事項は、別に定める。  
(各種委員会)

**第21条** 本校に、特定の事項を審議するため、必要に応じて委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
2 高知工業高等専門学校内部組織規則(平成6年11月10日制定)は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成24年5月 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日から施行する学則附則第2項に記載するつぎの学科に長を置く。
  - (1) 機械工学科
  - (2) 電気情報工学科
  - (3) 物質工学科
  - (4) 環境都市デザイン工学科
- 3 前項に規定する学科の長は、平成28年3月31日当該学科に在学する者及び平成30年度までに編入学した者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。